

大紀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）  
（第2次計画）

令和 7 年 3 月

大 紀 町

## 目次

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| 1. 計画の目的 .....                             | 1 |
| 2. 計画期間 .....                              | 1 |
| 3. 対象となる事務事業の範囲.....                       | 1 |
| 4. 温室効果ガスの総排出量.....                        | 2 |
| 5. 要因別排出状況 .....                           | 4 |
| 6. 措置の目標、温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する数値的な目標..... | 5 |
| 7. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制に係る具体的な取り組み.....      | 6 |
| 8. 計画の推進と点検・評価.....                        | 8 |

## 1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。大紀町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 2. 計画期間

基準年度を平成 25 年度（2013 年度）とし、計画期間を令和 7 年度～令和 12 年度までの 6 年間とします。また、目標年度については、令和 12 年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、適宜見直しを行うものとします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、地方自治体が独自に設定する年度のことをいいます。

## 3. 対象となる事務事業の範囲

実行計画は、水道・学校等を含む本町が行う全ての事務事業を対象とします。

ただし、外郭団体に委託した事務事業は除きます。

【対象施設】全ての町の公共施設

#### 4. 温室効果ガスの総排出量

##### (1) 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定するもののうち、排出する温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみを対象とします。

##### (2) 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の算定（平成25年度を基準年とする）

平成25年度 事務事業施設別使用エネルギー表

| 施設名   | ガソリン<br>(ℓ) | 灯油<br>(ℓ) | 軽油<br>(ℓ) | 重油<br>(ℓ) | ガス<br>(kg) | 電気<br>(kWh) |
|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 総務企画課 | 32,787      | 0         | 5,041     | 0         | 138        | 313,402     |
| 税務課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 会計課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 住民課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 健康福祉課 | 12,320      | 0         | 12,447    | 50,500    | 16,749     | 626,616     |
| 商工観光課 | 0           | 0         | 0         | 3,750     | 363        | 121,193     |
| 環境水道課 | 0           | 6,791     | 0         | 0         | 0          | 280,549     |
| 建設課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 農林課   | 0           | 2,243     | 0         | 163,740   | 0          | 250,113     |
| 防災安全課 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 13,581      |
| 水産課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 議会事務局 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 七保支所  | 814         | 0         | 0         | 0         | 0          | 10,347      |
| 柏崎支所  | 535         | 0         | 0         | 0         | 0          | 16,846      |
| 錦支所   | 2,988       | 0         | 276       | 0         | 0          | 199,303     |
| 大内山支所 | 1,027       | 0         | 0         | 0         | 175        | 68,757      |
| 教育委員会 | 2,930       | 56,853    | 26,746    | 0         | 13,947     | 952,313     |
| 合計    | 53,402      | 65,887    | 44,509    | 217,990   | 31,372     | 2,853,020   |

令和5年度 事務事業施設別使用エネルギー表

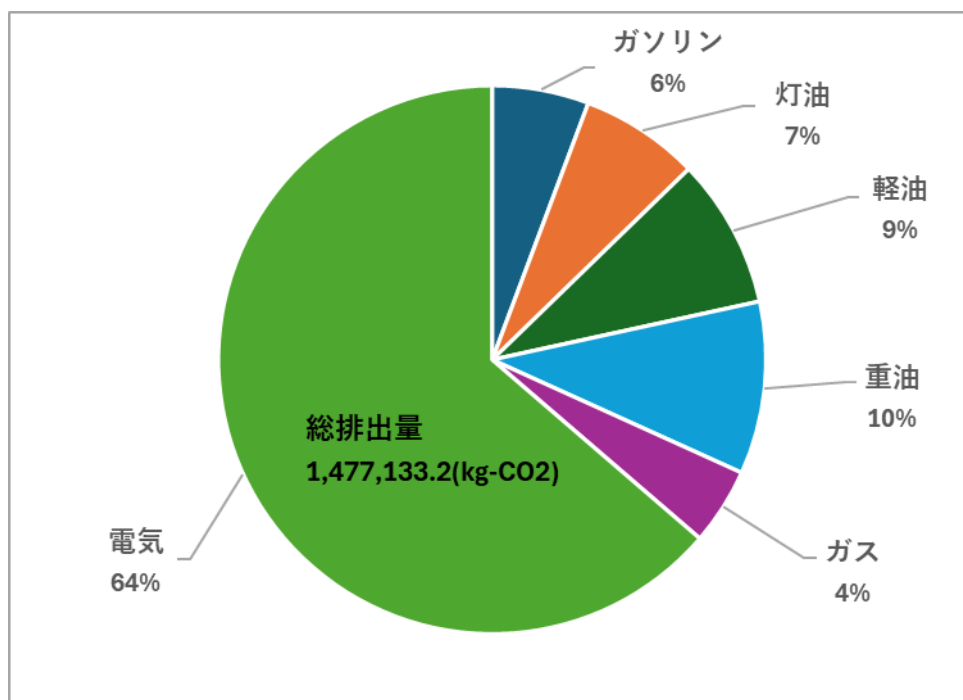
| 施設名   | ガソリン<br>(ℓ) | 灯油<br>(ℓ) | 軽油<br>(ℓ) | 重油<br>(ℓ) | ガス<br>(kg) | 電気<br>(kWh) |
|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 総務企画課 | 16,958      | 0         | 2,578     | 0         | 202        | 272,262     |
| 税務課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 会計課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 住民課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 健康福祉課 | 11,045      | 0         | 18,622    | 51,000    | 7,369      | 393,250     |
| 商工観光課 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 21,222      |
| 環境水道課 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 686,849     |
| 建設課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 農林課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 9,096       |
| 防災安全課 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 13,382      |
| 水産課   | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 議会事務局 | 0           | 0         | 0         | 0         | 0          | 0           |
| 七保支所  | 655         | 0         | 0         | 0         | 0          | 8,597       |
| 柏崎支所  | 608         | 0         | 0         | 0         | 0          | 8,563       |
| 錦支所   | 3,070       | 0         | 226       | 0         | 0          | 188,666     |
| 大内山支所 | 801         | 219       | 0         | 0         | 2          | 32,587      |
| 教育委員会 | 3,240       | 41,509    | 29,149    | 4,500     | 14,776     | 848,103     |
| 合計    | 36,378      | 41,728    | 50,575    | 55,500    | 22,350     | 2,482,577   |

令和5年度 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

| 品目   | 活動量       | 排出係数  | 地球温暖化係数 | 排出量 (kg-CO2) |
|------|-----------|-------|---------|--------------|
| ガソリン | 36,378    | 2.32  | 1.0     | 84,396       |
| 灯油   | 41,728    | 2.49  | 1.0     | 103,903      |
| 軽油   | 50,575    | 2.58  | 1.0     | 130,484      |
| 重油   | 55,500    | 2.71  | 1.0     | 150,405      |
| ガス   | 22,350    | 3     | 1.0     | 67,049       |
| 電気   | 2,482,577 | 0.379 | 1.0     | 940,897      |
| 合計   |           |       |         | 1,477,133    |

## 5. 要因別排出状況

令和5年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の64%を占め、次いで重油の使用が10%、軽油が9%となっています。



6. 措置の目標、温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量に関する数値的な目標

2013 年度（平成 25 年度）を基準年として、計画期間の最終年度である 2030 年度（令和 12 年度）の二酸化炭素総排出量を 50%削減することを目指し、以下の目標を設定します。

■ 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の削減目標

| 項目      |        |                       | 温室効果ガス排出量<br>(kg-CO2/年) |
|---------|--------|-----------------------|-------------------------|
| 2013 年度 | 平成25年度 | 基準年度                  | 2, 168, 947             |
| 2023 年度 | 令和5年度  | 最新年度                  | 1, 477, 133             |
| 2030 年度 | 令和12年度 | 目標排出量<br>(基準年度比50%削減) | 1, 084, 474             |

## 7. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制に係る具体的な取り組み

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等につながる取り組みを全職員で、各課の役割・業務内容や場面に応じて実行します。

### （1）施設等の運営に伴うエネルギー使用

- ① 温室効果ガスの排出抑制や環境負荷低減に寄与する機器等を積極的に導入します。
  - ・ 設置可能な公共施設の約 50%以上に、太陽光発電設備の設置を目指します。
  - ・ 今後予定する新築建築物については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
  - ・ 既存施設を含めた公共施設の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とします。また、施設の新設又は改修時には、高効率空調機などの省エネルギー設備等を導入します。
  - ・ 2030 年度までに、公共施設に供給する電力のうち 60%以上が再生可能エネルギー由来電力となるよう、契約する電力会社やプランを見直します。
  - ・ 施設、敷地又はその周辺への植栽や緑のカーテン等の緑化を推進します。
  - ・ 印刷物は再生紙の利用のほか、物品等のリサイクルに取り組みます。
  - ・ 電子化・電子機器の活用により、紙媒体の使用抑制及び業務効率化によるエネルギー使用時間低減を目指します。
- ② 全職員が節電・省エネルギーの意識を持ち、可能な限り削減・再利用・リサイクルを実行します。
  - ・ 節電について、始業前や休憩時間には不要な電灯を消灯し、エアコン稼働時には職員の作業効率が低下しないよう留意しつつ、各部署で判断して省電力に努めます。また、不要不急の残業を削減することで、業務時間外のエネルギー消費量の削減を目指します。
  - ・ 役場で大量に使用されている OA 用紙等の紙類も、製造や焼却の際に二酸化炭素が発生することを意識し、使用量の削減と再利用を心がけます。
- ③ 施設を中長期的な視点から計画・管理・活用することで、エネルギー消費の最適化を図ります。
- ④ 施設の延命化や統廃合、事務事業の広域化を検討し、事業の効率化と省力化を推進します。
- ⑤ エネルギー使用量の増減に影響を及ぼす計画は、策定段階から環境負荷の低減を視野に入れます。
- ⑥ プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進します。



## **(2) 公用車の運用に伴う燃料使用**

- ① 2030 年度までに、代替可能な全ての公用車を、燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車等に更新することを目指します。
- ② 公用車の適正整備と管理により、燃料消費の抑制に努めます。
  - ・ 急発進や急停止をなくす、不要なアイドリングをやめる等、エコドライブを実践します。
  - ・ 相乗りで使用台数を減らし、燃費の良い車を優先的に使用することで公用車の効率的な運用を行います。
  - ・ タイヤ交換時にはエコタイヤを採用し、また適切な空気圧で運用することで燃費を向上させます。

## **(3) 町全域的な施策（事務事業以外の取り組み）**

本実行計画は事務事業を対象としていますが、町全域で温室効果ガス抑制効果が期待できる取り組みも併用し取り組みます。

- ① 大紀町の主な二酸化炭素吸収源である森林の再生や緑化の推進により、吸収源としての能力を向上させ、総合的な二酸化炭素排出量を削減します。
- ② 街灯のLED化を推進し、電力消費の抑制に努めます。
- ③ 年代に応じた環境教育を実施し、地球温暖化及び温室効果ガスに関する意識の向上を図ります。

## 8. 計画の推進と点検・評価

### (1) 計画の推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、事務局を環境生活課に置き、全職員協力のもと、計画の着実な推進と進行管理を行う。

### (2) 職員に対する啓発

職員を対象に、地球温暖化対策に関する情報提供や実行計画の取り組みについて啓発を図り、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行う。

### (3) 点検・評価

事務局は各課より定期的に進捗状況を把握し、達成状況の点検評価を行う。

### (4) 公表

実行計画に基づく措置の実施状況については、広報誌やホームページ等により公表する。

### (5) 見直し

計画の進捗状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。